

◆◆年間の開催案内になりますので、大切に保管しご活用ください。◆◆

フォークリフト運転技能講習開催案内（美濃加茂） 「31時間講習」

主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部
取扱 一般社団法人 岐阜労働基準協会

労働安全衛生法の規定により、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務につかすときは、「フォークリフト運転技能講習を修了した者」でなければ運転できないことになっています。

当支部では、岐阜労働局長から登録教習機関（登録番号6号）として認可をうけ、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。

登録有効期間の満了日：令和6年3月31日

記

1. 受講資格 自動車の普通運転免許以上を有する者

2. 令和2年度 開催日程

- ◆ 受付開始は開催日の2ヶ月前です。
- ◆ 申込書は、随時お預りします。但し、定員になり次第締め切ります。

学 科	実技日組合せ（各講習いずれかの組）	定員
令和 2年 5月12日	5月14日～16日 5月18日～20日	50名
	6月15日～17日 6月18日～20日	
	6月22日～24日	
令和 2年 7月11日	7月13日～15日 7月27日～29日 7月12日・18日・19日（土日コース）	30名
令和 2年 9月23日	9月24日～26日 9月28日～30日	50名
	10月22日～24日 10月26日～28日	
	10月29日～31日	
令和 2年11月 4日	11月 5日～ 7日 11月24日～26日	50名
	12月14日～16日 12月17日～19日	
	12月21日～23日	
令和 3年 1月13日	1月18日～20日 1月21日～23日	60名
	2月15日～17日 2月18日～20日	
	3月11日～13日 3月15日～17日	

（応募状況によって日程変更をお願いすることもあります。）

3. 講習時間 【学科】 午前8時20分から午後5時30分
【実技】 午前8時から午後5時30分
◆ 受付は講習開始30分前より

4. 講習会場 【学科】 美濃加茂市太田町777
（一社）岐阜県トラック協会 緊急物資輸送センター
【実技】 美濃加茂市太田町777
（一社）岐阜県トラック協会 緊急物資輸送センター
※ナビ又は地図では、正しく表示されない場合がございます。

5. 受講申込手続き

(1) 受講希望者は「フォークリフト運転技能講習申込書」に所要事項を記入し、申込者捺印の上、受講料並びに所要の書類等を添付し、下記へ申し込み下さい。

(2) 受付場所
〒500-8152 岐阜市入舟町3-10
一般社団法人 岐阜労働基準協会
TEL 058-246-0863 FAX 058-247-4866

(3) 受講料・テキスト代（消費税率変更の場合、受講料・テキスト代の変更あり。）

◆ 31時間講習
受講料 29,000円 テキスト代 1,500円
合計 30,500円（消費税を含む）

受講申込みの際ご持参ください。

銀行振込みの場合

※必ず、**申込後、受講日の7日前までに振込み**してください。

十六銀行本店 普通預金 231954

陸運労災防止協会岐阜県支部 宛です。

(4) 受講申込書に添付を要する書類等

◆ 写真 1枚（縦3.5cm×横2.5cm）

※申請前6ヶ月以内で上半身 無帽（ポラロイド不可）のもの。

※デジタル写真の場合は、写真専用用紙を使用してください。

◆ 自動車運転免許証の写し（コピー） 1枚

受講申込みを受付けた方には、受講票とテキストをお渡しします。

銀行振込みの方は、テキストは会場渡しです。尚、既納の受講料金の払い戻しは致しません。